

平成30年度

南アルプス市

国民健康保険運営協議会会議録（概要）

平成30年6月6日 開会

平成30年6月6日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

平成 3 0 年

南アルプス市国民健康保険運営協議会

6 月 6 日

平成30年6月6日  
午後7時00分 開議  
於 市役所3階大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 部長あいさつ

4. 職員自己紹介

5. 議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

- (1) 平成29年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
- (2) 平成30年度国民健康保険の状況等について
- (3) 第3期特定健診等実施計画及び第2基データヘルス計画について
- (4) その他
  - ①会議の公開について
  - ②資格証明書の適正な交付について
  - ③高齢受給者証のカードサイズ化について

6. その他

7. 閉会

出席委員(18名)

清水 栄 男	鶴 田 基 道
森 本 秀 夫	吉 元 誠一郎
塩 田 保 朗	金 丸 桃 江
田 淵 和 子	岩 下 琴 美 (会長)
小 川 光 子 (副会長)	戸 澤 英 子
荻 野 百合子	深 沢 眞 吾
小 池 順	齊 藤 和 磨
近 藤 高 史	功 刀 仁
中 嶋 俊 彦	田 村 芳 夫

欠席委員 (1名)

明 立 政 美

会議録署名委員

吉 元 誠一郎	金 丸 桃 江
---------	---------

出席者

国保事務局	部 長	小笠原 良 仁
	課 長	芦 沢 順 子
		志 村 和 美
		村 松 範 光
		小笠原 美 紀
		中 島 陵

開会 午後 7時00分

○事務局

皆さん、こんばんは。

本日は、お疲れのところ、また雨で足元の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は、功刀委員様のほうから、別の会議に出席のため、遅れて来られるというご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により会議を進めさせていただきます。

はじめに、岩下会長からごあいさつをいただきたいと思います。

岩下会長、お願いいたします。

○会長

皆さんこんばんは。

昨日までは、熱中症が心配されるほど暑かったんですけど、今日は少し涼しくてじめじめとした中、また貴重な時間を割いてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、昨年度まで南アルプス市愛育連合会の会長をしております、会長のほうは次の人にバトタッチしたんですけれども、こちらのほうの会長の任期があと1年ということで、またあと1年務めさせていただきます。

おえらい方々の中で、本当に力不足ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、市民部長の小笠原よりごあいさつを申し上げます。

部長、お願いいたします。

○市民部長

改めまして、皆さまこんばんは。

本年の4月から市民部長を務めさせていただいております、小笠原と申します。

よろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところ、会議の開催にあたり、ご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。

当協議会は、皆さまのご協力によりまして、国民健康保険事業の運営の適正化を図るために、また国民健康保険の運営に関する重要な事項に対しまして、貴重なご意見を伺う場となっております。

委員の皆さま方には、多大なご足労をかけることと思っておりますけれども、なにとぞご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

## 【事務局あいさつ、自己紹介】

○事務局

本日の会議は、会議録作成のため、録音させていただいております。

ご意見、ご質問等される場合は、お名前をおっしゃってからご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、運営協議会規則第5条第1項の規定によりまして、岩下会長、議長をお願いいたします。

○会長

それでは、座ったままでさせていただきます。

まず、諸般の報告ということで、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定によりまして、19名の委員さんのうち17名の委員さんが出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しましたことをご報告いたします。

○会長

ありがとうございます。

議事に先立ちまして、規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、吉元誠一郎委員、金丸桃江委員を指名します。

両委員さんには、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案である、平成29年度国民健康保険特別会計決算見込みについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

### 【 議事案件（1）について、資料1から4に基づき説明 】

○会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見などありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に、第2号議案 平成30年度国民健康保険の状況などについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

### 【 議事案件（2）について、資料1及び資料5から8に基づき説明 】

○会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見などがありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○鶴田委員

鶴田です。

今年、徴収税額が上がっていますね4万円という話しですけど、上げる理由というのはあるんでしょうか。保険税です。すみません。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

資料8の限度額合計が4万円上がったという部分でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、資料8の表で示しているような賦課限度額の基準を国の政令で政策的に見直しているという状況がございます。

この政令改正に合わせた形で、国保税条例の限度額見直しという対応をしております。

○会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

お願いします。

○深沢委員

巨摩共立病院の深沢です。

毎年、徴収率が頑張っ上がってきて、昨年が93.59%で、その中で集められたお金が、国民健康保険税ということで、15億9千何がしですよ、30年度のところで国保に加入する人数が減りながら、制度が変わって、今度予定される額が15億7,800何がしが、今回市民から集めるお金という、そういうことになると思うんですけど、この額を達成するのに現状を考えている収納率というのは、今回は示されて、毎年毎年どのくらいでやって、どういう予算ですというように説明されているかと思うんですけど、今回はどのように収納率を考えると、この金額というようになるでしょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

お答えいたします。

30年度の予算編成におきましては、税額15億ということで予算を組んでおりますが、収納率の見込みとしては、93.11%と見込みを立てて計算算出をしております。

○会長

はい。

○深沢委員

そうすると29年度の収納率よりも93.59でやるんだけど、低く設定をしているという、そういうことになるかと思うんですが、毎年毎年、なんとか上げるんだということで、その設定をして、無理な徴収にならないようお願いしたいという件を今回、述べてきたんですけども、今回、下げるということを前提にするのは、何か今までのやり方の中に問題があってあれなのか、あるいはなぜあえて下げようとするのか、下げて設定するのか、何か根拠があるんでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

お答えいたします。

今回、決算の数値として収納率の速報値93.59%という数字をお出しさせていただいたんですが、資料3のほうの収納率93.08というのが平成28年度の収納率でございましたので、30年度の予算算定時、予算の計上を検討する段階では、この28年度をベースに収納率の向上ということを念頭に置いて93.11%ということで見込みを立てて算出をしたという状況でございます。

○会長

では、今のことに関してはよろしいということで、ほかに何かご質問はありますか。

(なし)

ではないようですので、次に移らせていただきます。

次の第3号議案 第3次特定健診と実施計画及び第2期データヘルス計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

【 議事案件(3)について、資料に基づき説明 】

○会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、それにつきましてご質問・ご意見などがありましたら、お願いします。

はい。

○深沢委員

非常に詳細で目標がはっきりとした、なかなかいい計画ができたなというふうに思って聞かせていただきました。

先ほど疾病分類の中での、累積の中でも南アルプス市の中で特に糖尿病や慢性腎臓病、CKDの問題が大きくて、お金がたくさん支出するところに重点をあててやるというのは非常に大事なことだなというふうに思います。

もう片方で、今WHOとか、そういう中でも病気の中での社会的な決定要因という言い方をしますが、経済状況や社会的な状況が病気の重症化や、そういうのに非常に関連があるということが証明をされていて、世界医師会の前会長なんかの本の中でもそういうことが非常にいわれています。ぜひ、この観点の中にやはりどうしても、病院にかかれないとか、あとの資料の中でもありましたが、短期保険証であるとか、いわゆる納められなくて保険証が短い期間になっている人、もともと経済的に苦しいからそうなるという要因が非常に大きいかと思うんですけども、そういう中で、どうしても疾病が重くなってしまうという状況も現実にあったり、その中で残念ながら亡くなる人というのも実際にはあるという報告をさせていただきましたけども、そういう点があるので、もしこれに社会的な、そういうふうな背景や状況も加味されて、そういう社会的な、そういうハンディキャップを背負う人たちも同じ保険を使いながらしている、そういう構成員になっているので、やはりそういうところでの重症化を防ぐ手立てとして、もう1つ考えていくことが必要ではないかなというふうに感じました。

どうしても健康意識が高い人は受診勧奨をしたりすると、当然、自分の健康を自分で気を使ったり何かしなければいけないというところで、当然、保健指導にもなりやすいでしょうし、そういうことはどんどん進められると思うんですけども、やはりそれにのれない状況の人たちについて、もう1つ、手立てを考えながら次の計画に生かせるように、そういう面もぜひもってやっ

ていただければより良い計画になるかなと思うので、聞かせていただきました。

○会長

そういう意見だと思いますが、事務局のほうから何かございますか。

○事務局

深沢先生、貴重なご意見ありがとうございました。

また今のご意見もうちのほうでまとめさせていただきながら、今後の保健事業の施策に反映していきたいと思いますので。ありがとうございました。

○会長

はい。

○事務局

先ほど、深沢先生のほうからも本当に貴重なご意見をいただきありがとうございました。

うちの今回の計画の中でも先ほどのグラフにもありましたように、先ほど先生がおっしゃったような健康意識が高い方は受診につながるんですけども、やっぱりこの特定健診でもちょうど働き盛りの40歳から60歳までの方、特に男性の方の受診率がすごい低いので、仕事をしていると健診に行っている時間がないと思うんですけども、やはりこの年代の方にこそ、ぜひ受けていただいて重症化につながらないようにということで、今年度はその対象者に直接、問診票とかそういうキットを送って、否応なしにはないですけども、意欲を持たせるようなやり方等、工夫しながら進めていきたいと考えております。

また、この計画は皆さんのいろいろお気づきのこんなものにした方がいいという点も取り込みながら進めていきたいと思えます。また医療費の適正化につながる計画となっており、特に重症化になると、もちろん医療費の問題もありますけれども、一番負担になるのはご本人であり、ご家族の方がずっと透析等をしている方はすごく大変な思いをされると思えますので、ぜひそういうところも、こちらのほうでもまた広報やホームページ等に載せてお知らせする中で、皆さんになるべく受診していただけるような方向で計画してまいりたいと思えますので、ご協力よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございました。

そのほかにご質問・ご意見などがありますでしょうか。

( な し )

では、ないようでしたら次に進めさせていただきます。

次に第4号議案 その他ということですが、事務局からお願いします。

○事務局

【 議事案件（4） その他について参考資料に基づき説明 】

○会長

ありがとうございました。

それでは、1つ目の会議の公開についてですけども、これについて、何か質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

ないようでしたら、公開ということで承認していただいたということで進めていきます。

2つ目、3つ目の内容について、質問、ご意見などいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○深沢委員

1つは質問なんですが、短期証発行は6カ月未満ということで、実際に医療機関にみえる方は、短期証の中でも6カ月ではなくて、非常に短い1カ月とかいう人も、さらに短い人もあったりとかということで、先ほどの予防的な観点からの話でいうと、どうしてもギリギリとか、その症状が重くなってとか、非常にやっぱり受診するのにかかなり抑制的だし、結果的に重症というのが、それが現実にあることだと思うんです。

1つは質問として、その短期の1カ月だったり、2カ月だったり、3カ月だったり、6カ月だったりというのは、どのようにして決まるのかというのが1つ教えていただきたいということと、もう1つ、これは資格証の10割というのは、ほとんど現実には無理ですよ。実際に医療機関で具合が悪くなって来た時に、その方の保険証を確かめてから医療するわけではないので、現実的にはしなければいけない医療をその現場ではします。お金いくら持ってますかとか、保険証を今日持ってますかといって治療をするわけではないですよ、救急の場面で、そういうことって。そういう中で、資格証でっていうと、結局、医療機関には当然10割も払えない、結局、払わないし、払えないという状況の中で、それを誰がどうやって負担をするのかということとは、当然、医療機関側が正当な報酬を受けられないという現実も生じます。

とかく今、言ったように、そういう納められない人の中で重症化してくると、現実には救急車や、いろいろな中で、そういう救急の場面で表れるのは現実なので、そういう点で言うと、かなりその資格証を杓子定規に出されるのは、もちろん患者になるであろう、その人も非常に大変だし、それを医療の現場の中で診る側も、もちろんいろんな意味で大変だと思うんです。

ぜひ、これだけ統一的に扱うのだということで、あえて今回こういう形で出しているんだろうと思うんですが、ぜひ、そういう一律的ではなく、確かに払えるのに払わないとか、いろんなことがごく少数になると思うんです。制度が100%うまい制度ってなかなかないと思うんです。その中でやっぱり、どうしても制度の合間に落ち込む人たちは現実なくなってしまうので、そのところをしっかりと考えてほしいな、その間の制度としては、その無料低額診療というのは、国の制度としてあるし、私たちの医療機関は、その診療によって、いわゆる生保の世帯のよりも低いけど、それで不動産とか、土地、建物、自分の家だからという中で、生保になれないけど、収入が少なく生活している人たちも現実、国保の中にいっぱいいますよね。なので、そういう人には、そういう制度があるということを受納やいろいろな機会の中で、ぜひ周知をしていただきたきながら、この国保の制度の中だけでは救えないことについて、生活保護にしっかりつなげますよというだけではなくて、その制度の中であるので、ぜひそういうことも理解していただいて、制度の間に落ちないように、ぜひそういう制度を周知してやっていくことも考えていただきたきというふうに、ぜひ要望したいというふうに思いますが、単に選り分けとか、そこで終わりとかということではなくて、そのへんのことをぜひやっていただきたきというふうに思います。それと、さっき言ったケースのことについて、ちょっと教えていただきたきと思います。

○会長

1つ目はご質問、あとはご意見だと思いますけれども、事務局のほうお願いいたします。

○事務局

まず、1点目のご質問についてお答えいたします。

短期証の有効期限につきましては、最長6カ月ということで規定がありますけれども、市の中

の運用では、基本的に先ほども説明したようなところの計画を立てていただいて、分納を履行した時ということで、1カ月の期間を原則としております。1カ月ごと、毎月、分納計画を立てた納付額を納めていただいて更新をしていくという形になります。

ただし、年金受給者の方で2カ月ごとの年金受給を基にお支払いをいただいているような方については、2カ月ごとということで、年金支給月にあわせて更新をするというような取り扱いが原則になっております。

○深沢委員

1カ月と2カ月のパターンがあるという、そういう理解でいいですか。

○事務局

そうです。

基本は1カ月で、年金受給者については2カ月というのが、原則の取り扱いとなっております。

○深沢委員

1カ月より短いのはないですか。

○事務局

場合によって、1カ月より短い短期証になるケースもございます。具体的にどういったケースかといいますと、納付の相談に来ていただいて、分納の計画を立てていただく前段階で、例えば、収支の計画をお持ちいただいて、どのくらいの納付ができるかというようなところを相談させていただくと、その前段階でちょっとまだ今日は納められないとか、まだちょっと計画が立てられないという時には、次回の相談までの期間で証を更新をして、分納計画が立てられた時点で、先ほどの原則的な交付をしていくというような例がございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○深沢委員

分かりました。

○事務局

先ほど、無理な選り分けとかというふうにはならないようにする願いをいただきました。私たちがこの資格証が単に切り捨てとか、そういう意味合いではなくて、やはり今までも短期証で対応してきてまして、納付勧奨とか度々してはいましたけれども、やはり、なかなか折衝の機会がないというか、お手紙を出しても返事がないとか、そういう方たちとどこかでそういう機会を設けてということで、こういう資格証という制度もありますので、そちらを利用する中で滞納している状況が、本当に納められない状況というのが、私たちもお話を聞かないと、生活が苦しくて、病気でとかという方なのか、実は会社に勤めていて社会保険に入っているけど、ただ単に手続きが面倒で市役所のほうに行けないという方も実際いると思いますので、そういうところをしっかりと適正管理する中で、なおかつ、そういう一度、ただ単に資格証を送るわけではなくて、一度お手紙を出して、どういう状況かということで、先ほどの弁明の付与通知という手段を得る中で行っていきたいと考えております。

今お話ししたように、短期証も1カ月、3カ月、6カ月となると、それ以降、例えば納付がない方は途絶えてしまって、結局もう有効期限が過ぎてしまっている短期証をお持ちの方もいると思うんです。そういう人たちは、結局何も持っていないのと同じ状況になってしまいますので、やはり国保に入っているという資格証を渡すことで、そういう万が一お医者さんにかかった時、10割負担で本当に生活に困っている方は治療費も払えないかもしれませんが、そういう

中で病院側からこちらへ連絡をいただくとか、何かどこかで折衝の機会というか、つながりとかをもっていききたいと考えております。何も持たないではなくて、ほったらかしの状態ではなくて、医療を私たちは受けられる環境をなるべく整えていきたいというふうに考えています。また、そうやって分納とか納付の計画がもし立てられるようでしたら立てていただく、納税の意識を持っていただくということを考えておりますので、このやり方でやってみて、他にまたいろいろな良い方法がありましたら、また考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

よろしいでしょうか。

何かありましたらどうぞ。

○深沢委員

制度の周知をしていただきたい、一方的にその責めているとかいうわけではなくて、1つの制度の中では守り切れないものがあるので、今言った無料低額の診療という状況の制度があって、そういうこともお知らせしながら、もちろん払うべきものは払っていくことをしていかなければいけないんだけど、そういう、困った時のそういう制度や、今言った社会的な、経済的な環境が本当に政府の基準以下で、一生懸命頑張って生活をしている方がいる中で、その何か病気になった時に、非常に困難を抱えて、払えない状況やいろいろなことが起こってくるというのが現実にあるので、収納を図るときに先ほどの目標値が出ましたけれども、やる時に初期の足を運びながらやるということもずっと長年聞いておりますので、ぜひそういうところで、収納ということだけではなくて、どうしたら守れるかというところでは、守る制度があること自体もお知らせしながらやるのが、同時に大事ではないかなということ、ぜひそのことも承知しておいていただきたいなということです。

○会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。事務局。

○事務局

先ほど、深沢先生のほうからご質問があったお答で、短期証の期間について、補足を1点させていただきます。

通常、1カ月、2カ月が原則ということをお知らせしたんですが、18歳以下の子どもさんについては6カ月ということで、納付の有無にかかわらず6カ月で短期証を交付していると、滞納の世帯であっても6カ月で証を交付しているという状況でございます。

○会長

ありがとうございました。

では、他にご質問、ご意見などいかがでしょうか。

3つ目に高齢受給者証のカードサイズ化についてありますけれども、ご質問、ご意見など。

( な し )

ないようでしたら、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【 議事終了 】

○事務局

以上ですべての議事が終了いたしました。みなさんありがとうございました。  
次に次第の6、その他に入ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。  
( な し )

それでは本日の審議事項等はすべて終了いたしました。  
閉会の言葉を小川副会長さんお願いします。

○副会長

それでは、以上を持ちまして平成30年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 8時30分